

社労士が提出代行する場合のルールについて (徹底のお願い)

< 提出代行に関する記載 (ゴム印) の徹底 >

社会保険労務士が、申請書等の提出に関する手続を代わって行う場合には、「提出代行者である社会保険労務士の名称の記載 (実務的には社労士のゴム印)」が法令により求められていますが、当該記載がなされないまま届けられているものが散見されます。届出において重要な事項であることから、これを徹底願います。

作成 社会保険労務士 (奈良県社会保険労務士会)
提出代行者 山 子 TELXXX-XXX-XXX



労働条件明示・確認の実施促進広報キャラクター (愛称「たしかめたん」)

記載があることたしかめたん?

< 電子申請時の社労士証票写しの添付 >

令和3年4月から、社労士が電子申請で提出代行する際の要件が緩和 (電子証明書等の添付が不要) されましたが、その際であっても、社労士証票のコピーを、PDF形式などで添付する必要があります。当該添付がなされないまま届けられているものが散見されることから、これを徹底願います。

社会保険労務士などが提出代行を行うときに必要な添付資料について

令和3年4月1日から社会保険労務士・社会保険労務士法人が労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく届出などの電子申請について提出代行を行う場合は、

○提出代行に関する証明書 (社会保険労務士証票のコピーを貼付したもの)

をPDF形式などで添付する必要があります。

社労士会の会員証ではないので注意

- ※ 社会保険労務士証票の写しを添付していただくことにより、社会保険労務士などの電子署名・電子証明書を添付することなく、電子申請による提出代行ができるようになります。
- ※ 提出代行に関する証明書の見本は、厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html> の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。上記のホームページは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子 検索

大淀労働基準監督署 監督・安衛課 0747-52-0261